

エコツーリズム推進法基本方針 への意見

2007年12月18日
ホールアース自然学校
NPO法人ホールアース研究所
広瀬 敏通

視点1・日本型のエコツーリズム

諸外国、欧米のエコツーリズム

- 1、自然観光を機軸としたもの
- 2、ワイルドネスとしての国立公園
- 3、金持ちの外国人相手の観光
- 4、自然環境管理の思想

わが国のエコツーリズム

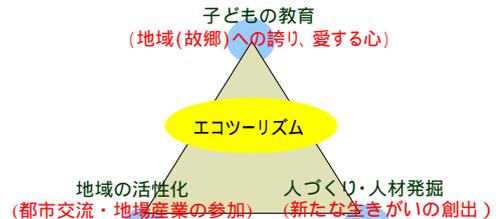
- 1、自然、生活文化、人文歴史をも含む包括的な概念
- 2、集落や入会、里地里山が混在する国立公園
- 3、都市と農山漁村交流、児童生徒の環境教育
- 4、自然環境と共生、保全と利用の思想

視点2・地域再生のエコツーリズム

- 子どもの教育 来訪者効果
(地域(故郷)への誇り、愛する心)
- 人づくり・人材発掘 プログラム効果
(新たな生きがいの創出)
- 地域の活性化 交流・経済効果
(都市交流・地場産業の参加)

地域おこし・人づくり・子どもの教育・ライフスタイル
地域社会のありかたを変えるエコツーリズム

地域おこし・人づくり・子どもの教育・ライフスタイル
地域社会のありかたを変えるエコツーリズム



エコツーリズムの地域効果：
広瀬 敏通 2006

視点3・エコツーリズム推進のポイント

エコツアーだけがエコツーリズムじゃない
地域連携、地域再生、人材育成、子どもの教育～
人々のライフスタイルの変換を促す考え方やアクション

名称ではなく考え方
ほかの名称との共通項、互換性を作る

規正法(はだめ)ではなく推進法(しよう)
対症療法ではなく根本療法、規制ルールではなく普及啓発

対立ではなく協調・融合
マスとエコ、マスのエコ化、保全と利用、
地域対立を超える協議会の設置

エコツーリズム推進法の使い方

1、法律は「強制力と施行の効果」が無ければ、錆びていく

事例 農村休暇法
(農山漁村滞在型余暇活動のための
基盤整備の促進に関する法律)
・平成6年度策定 平成17年度に見直し等

(5年後に見直し)の条項が附帯する法律
・関連法や社会制度との整合性について、十分な検討が
されていない法律が多い、

2、子どもでもわかる法案の「翻訳版」を普及する

エコツーリズムは地域住民(構成員)が様々な関わることで効果を生む
誰でも理解できる法律、使える法律を目指していくべき

➡ 平易な表現の翻訳版をつくる

エコツーリズム推進法の使い方

3. 行政主導型の法施行から民間主導の法利用に

エコツーリズムを地元住民や事業者による地域再生運動につなげる
地域のモチベーションに水をさすエコツーリズム法にならないために

4. 法利用の成功事例をつくる

エコツーリズム推進法を活かした成功事例をつくる
⇒ エコツーリズム法の使い方を広めていく

(地域協議会づくり)、(全体構想策定)、(自然観光資源)など、
各ポイントでの事例をつくる

エコツーリズム推進法の使い方

5. 法が事業者や地域にメリットがあることを明記する

(特定自然観光資源)の解釈と運用がポイント
地域内の種々の対立を制度に反映させない

6. エコツーリズムの話題を特定の政治家、専門家から 普通の人に広げていく

中央発、囂々開発のエコツーリズムではなく、地域の現場が
主体意識を持てるエコツーリズム推進にしていく

7. 関連法と上手につなげて、より大きな効果を生み出す

観光関連法、自然公園法はじめ、エコツアーや地域潜在の障壁となる
法律との整合性をつける

エコツーリズム導入の壁

• 行政の縄張りの壁

ウエルネスツーリズム・グリーンツーリズム・
フォレストツーリズム・アグリツーリズム・
ブルーツーリズム・シーニック バイウェイ

• 法規制の壁

食品衛生法 / もぎたて野菜などの提供
運送業法 / Door to doorのサービスがエコツアー
旅行業法 / ガイド、宿、食事の斡旋を都市と農山村を
つなぐNPOに
農地法 / 都市住民、定年帰農者、1ターンの農地を
労働基準法 / サラリーマンとは違う就労形態

変わりゆく潮流に制度がフィットしていない

法規制の壁

旅行業法

登録された旅行業者以外は、ツアーにかかる
運送・宿泊の手配を行うことができない

地域でエコツーリズムを推進するNPO法人等の活動
が制限される
(車両による移動や宿泊を伴うツアーを自力で実施する
ことができない)
改正旅行業法でも零細なエコツアー事業者には高い
ハードル

法規制の壁

道路運送法

許可を受けた業者以外は、有償での旅
客輸送ができない

• 自家用ワゴン車でツアーを実施するこ
とはできない
• 自家用車による旅客の無料送迎は最短
距離に限定される(ex.最寄駅と目的地間)

法規制の壁

食品衛生法

必要な施設・設備を整え、営業許可を受け
た業者以外は、食品を有償で調理・提供す
ることができない

農家の庭先で、採れたての食材を使っ
て調理されたものを、ツアー客に提供す
ることができない

法規制の壁

労働基準法

一日8時間、一週間に40時間を超えて労働させてはならない



キャンプ等のプログラムや、長期にわたるツアーなど、自然体験活動、エコツーリズムの分野ではサラリーマンとは異なる就労形態となる

法規制の壁

農地法

- 個人が農地を取得しようとする場合には、農業委員会または都道府県知事の許可が必要(許可要件は厳しい)
- かつ、新規に農地を取得する場合、最低10a以上の面積が必要



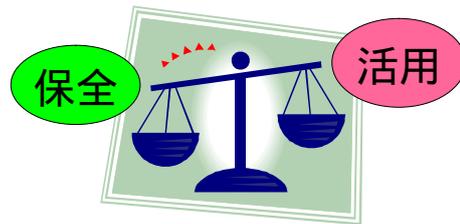
- ・庭先農業をしながら田舎で暮らしたい、という人にとってはハードルが高い
- ・農地を使った交流事業も制約がある

あえて触れると...

エコツーリズム推進法の問題点

- 1、市町村長が主体の協議会運営
県の関わりは？ 市町村と関係が薄い事業者には不利益？
- 2、全体構想を策定する主体は？
行政担当者がコンサルか、協議会でも合意か？
- 3、自然観光資源の取り扱い
ピンポイントエリアの設定は周辺地域とのバランスを欠くおそれ
- 4、罰則、立ち入り制限などの規制
特定事業者や入会権住民への不当な制限は？ 罰金が過重
- 5、関連法との整合性、優位性
コンプライアンスに適合しないエコツアーの現状に、どう対処するか

エコツーリズム推進法



法の運用には人間の知恵が要る